

## ふるさと納税の手続き方法について

### ～ふるさと納税の流れ～

「ふるさと納税ってどうやってやるの？」

ふるさと納税が話題になっている昨今、「ふるさと納税に興味がある。」「やってみたいけどどうすればいいかわからない。」そんな声にお応えして簡単にまとめてみました。

#### 1.まずは「ふるさとチョイス」で検索。

インターネットで申込み場合は、ふるさと納税を扱っている Web サイト「ふるさとチョイス」を検索してみてください。

メイン画面を開くと大きく分けて「お礼の品でチョイス」「地域でチョイス」「特集でチョイス」「クレジットでチョイス」「ランキングでチョイス」「使い道でチョイス」の6つの方法で寄附したい「ふるさと（自治体）」を選びます。

今回は例として「お礼の品でチョイス」を選んでみます。

#### 2.「お礼の品でチョイス」をクリック。

ページ最上部にお礼の品のカテゴリー一覧が表示されます。気になるものを選択。

#### 3.「詳細はこちら」をクリック。

気になるお礼の品を選択したら、「詳細はこちら」を選択してください。気になったお礼の品を取り扱っている「ふるさと（自治体）」のページへと飛びます。ここで、寄附金の金額別に、貰える他のお礼の品も表示されますので、是非チェックしてみてください。

#### 4.「この自治体に寄附を申込み」をクリック。

ログイン画面が表示されます。

#### 5.「会員登録しないで進む」をクリック。

ふるさと納税申込みフォームに申込者の基本情報を入力します。

このフォームに入力し送信していただくことで、寄附したい「ふるさと（自治体）」への寄附をお申込みいただけます。

「納付書払い」を選択した場合は、納付書がお手元に届くまでに1週間～10日程度かかります。

**※ワンストップ特例制度を利用する方はページ中ほどにある「申請書の要望」欄に☑を必ず忘れずに入れて下さい。**

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは 2015 年 4 月 1 日以降、下記の条件に該当する方で、**所定の申請書を提出した方に限り**、確定申告が不要となる制度です。

- ① もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること
- ② 2015 年 1 月 1 日～3 月 31 日の間に寄附をしていないこと
- ③ 1 年間の寄附先が 5 自治体以下であること

上記の条件を満たしている場合「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附した自治体へ郵送すると確定申告が不要となります。詳しくは前号ビジネスレターをご参照下さい。

### 6.お支払

振り込みや、現金書留など様々な方法で寄附することが可能です。

クレジットカードで支払うことができる自治体もあります。

自治体から送られる納付書を使って、銀行か郵便局で振り込めば手数料はかかりません。

### 7.証明書、特産品が届く

支払後、ふるさと納税先の自治体から、寄附をした証明書(寄附金受領証明書)が送られてきます。入金確認次第で送る自治体から翌年 1 月にまとめて送る自治体まで、さまざまです。

確定申告をする方はこの証明書が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。

## 個人の申告状況発表

国税庁から平成 26 年分の個人の確定申告状況の発表がありました。

(単位：人数は千人、納付額は億円)

税目	申告書提出人数		前年比	申告納付額		前年比
	平成 25 年分	平成 26 年分		平成 25 年分	平成 26 年分	
所得税	21,434	21,391		27,093	27,087	
消費税	1,134	1,139		3,685	5,218	
贈与税	491	519		1,718	2,803	

消費税は平成 26 年 4 月より 5%から 8%に税率変更されたことが、贈与税については平成 27 年 1 月からの相続税増税に向けて対策を行ったことが納付額の増加に繋がっているものと考えられます。

贈与税についてはここ数年で教育資金の一括贈与や結婚子育て資金の一括贈与など新たな制度が創設され CM でも話題になっておりますが、制度をよく理解したうえで利用しないと相続税対策にならない場合もあります。各種制度の利用を御検討の際は一度各担当者までお問い合わせ下さい。